

令和 4 年 6 月 16 日現在

機関番号：17501

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K12652

研究課題名（和文）国による労働法規制と労使自治との関係の研究

研究課題名（英文）a study of the relation between national regulation and collective autonomie in French Employment and Labour Law

研究代表者

小山 敬晴（Koyama, Takaharu）

大分大学・経済学部・准教授

研究者番号：00633455

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、フランス労働法における、国の立法による介入と、労使自治の範囲との関係性を分析するために、フランスの2016・2017年労働法改革を分析した。この労働法改革が、他のヨーロッパ諸国での労働法改革の流れの一連であり、企業競争力強化を目的として、労働法規制の柔軟化と手続化を進めるものであり、このことから、交渉者たる労働組合の代表性の果たす役割がますます大きくなることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

フランスの2016・2017年労働法改革の射程は他の先進諸国にまで及ばないという見方もできないわけではない。しかし、国が労使関係にパートナーリスティックに規制をかける範囲と、労使が自主的に規範制定をする範囲をいかに確定するかはどの国にも共通する普遍的課題であること、また生産性向上を是とする労働法改正の流れは先進諸国に共通する特徴でもあることをふまえると、日本法として参照する価値が十分ある。とくにフランスが法律よりも労使合意を優先するという選択をした背景に生産性向上という経済論理を全面に押し出していた点は重要であり、法形式の変化に着目するよりも法目的の妥当性を十分検討すべきであるという示唆をえた。

研究成果の概要（英文）： This research is about the relation between national regulation and collective autonomy in French Employment and Labor Law. This research confirmed that the renovation of Employment and Labor Law 2016 and 2017 in French aimed to reduce the range of national regulation and increased the range of collective autonomy. The particularity of this renovation in French is its purpose is for the reinforcement of the competitiveness of the french enterprises. This renovation advance the flexibility of the employment and labor law and the "proceduralization" of the law, therefore it will be more important the representativeness of unions.

研究分野：労働法

キーワード：フランス労働法 労働組合の代表性 公序 労使自治 団体交渉

1. 研究開始当初の背景

戦後のフランスは、伝統的な 5 つの労働組合組織に国が代表性を付与し、それらの代表的組合にのみ団体交渉権・労働協約締結権を排他的に与えることとした。しかし、次第に代表的組合への信頼性が失われ、2008 年の法律により、国による代表性認定制度は廃止され、企業内の従業員代表者選挙における組合支持率をベースに代表的組合が決定するという制度に変更された。この法改正によって、代表的組合およびそれが締結した労働協約の民主的正統性が強化されたことになる。

このような法改正が行われた実質的な意義はなんだったのか、ということについて研究を重ねていくうちに、フランスにおいても年を経るにつれ法律よりも労使自治の定めを優先させる法改正が積み重なっていった。また、2015 年度より交付を受けている文部科学省科研費「フランスの労働政策決定時における労使交渉前置主義の意義と日本への示唆」(若手研究(B)15K16941)の研究では、フランスにおいて労働・社会保障立法がなされる場合には、全国レベルで代表的である労働組合と使用者団体とがその事項について交渉しなければならないことを法律が義務付けている制度を分析した。労使自治を優先させる法改正が行われると同時に、労働関連法律についても、労使交渉前置主義が 2007 年から法定されたことを通じて、法律の民主的正統性が強化され、その役割が大きくなっていることを明らかにした。このように、法律および労使自治双方の役割が増大する動向の中で、前者より後者を優先するとして 2016 年法が制定されたため本研究を行うことに思い至った。

日本において、フランスの法律と労使自治との関係を考察する研究はなく、2016 年法に関する先行邦語文献として野田進・洪田美羽・阿部理香「フランス『労働改革法』の成立 - 労働法の『再構築』始まる -」季刊労働法 256 号(2017 年春季号)126 頁~162 頁があるが、2016 年法の法制度を紹介するにとどまっており、本研究には新規性があると思われる。フランスでは、『労使当事者の集団的自治』という博士論文(C.Fourcade, L' autonomie collective des partenaires sociaux, LGDJ, 2006.)などで、フランスでは労使自治は認められておらず、他の国に比べ法律が強度に介入する特徴があるとの指摘がなされており、2016 年以前の制度と、2016 年以降の制度とでこの指摘されている内容が変化したのかどうか分析のポイントとなる。このような観点から、2016 年法、2017 年オールドナンスを分析したフランスの文献を研究し、本研究は現在のフランスにおける法律と労使自治との関係を明らかにする。

2. 研究の目的

本研究は、労働法のこの伝統的かつ根本的課題に対して、フランスが、これまで歴史的に形成されてきた手厚い労働者保護法制を修正し、法律の規制を最小限にとどめ、労使の自主規制に多くの分野を委ねるという途を選択した近年の労働法の改正動向を一つの検討素材として、この動向を分析することを通じて当該問題について一定の考察を行うことを目的とする。フランスでは、最低労働基準を設定する法律を最上位として、産業別協約、企業別協定、労働契約という労働法規範の階層序列が存在しており、下位規範は、労働者にとって有利な条件を設定する以外は、上位規範の定めに従わなければならない、という有利原則が形成されていた。ところが、今後フランス労働法では、原則、労使による自主規制(主に企業別協定)が第一に適用され、それが存在しない場合に、産業別協約、それもない場合に、ようやく法律が補的に適用されるという新しい法秩序(つまり階層序列の逆転)が政府によって示され、2016 年にそれに向けた具体的な法改正がおこなわれ、2017 年にも関連オールドナンスが制定されている。

本研究の学術的意義としては 3 つ挙げることができる。第 1 に、本研究を論稿として公刊することを通じて、日本労働法学においても大変関心の高い 2016 年法改正ならびに近年のフランス労働法の動向を紹介することができ、日本の比較労働法研究に寄与することができる。2016 年法に関して、日本での現状の研究では法制度紹介にとどまっているため、立法の経緯、2016 年法のフランスでの分析または実務家等の反応などを研究する点で、本研究には新規性がある。また 2017 年のオールドナンスについては、まだフランスの議会で追認法律が可決されていないこともあって、いまだ日本で紹介されていない。フランスの政治動向次第ではあるが、それらが可決される見込みは高く、その内容についても、2016 年法以上に現行のフランス労働法典を大幅に改正するものであって日本で紹介する意義は大きい。

第 2 に、一般論として、あるべき国の法律による介入の範囲と、労使自治との範囲とをはっきり線引きすることは理論上できないのだとしても、2016 年法ではっきりと後者を主とし、前者を従とすることを明示したフランスは、本研究の検討課題につき最良の素材であるといえることである。フランスほど極端な政策を打ち出した国はほかになく、一事例として分析がしやすい対象国であるといえる。

最後に、本研究は、フランスの当該法改正の動向を分析することを通じて、法律の介入を後退させ労使による自主規制を優先するとしてフランスの一例を描きだし、日本の今後の労働法改正の動向に対して一定の視座を提供することを目的とする。すなわち、長時間労働をはじめとした労働問題の解決を目指す現政権は、首相官邸に「働き方改革実現会議」を設定し、多分野の専

門家を交えた議論が行われてきたが、平成 29 年 3 月 28 日「働き方改革実行計画」(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/pdf/honbun_h290328.pdf) では、一方で同一労働同一賃金の実現に向けては、労使の話し合いによって解決するという方向性が、他方で労働時間法制に関しては、残業時間の設定につき、これまで通り 36 協定による労使合意を前提としながら、法律による上限を明確化・厳格化するという方向性が示されている。法律による規制をどこまで行って、どこまで労使合意による自主規制に委ねるのかということに関して、政府は各問題につき場当たりの線引きをしているように思われるが、基本的には労使による自主的な解決が目指され、それを法が支援するという方向性が示されているといえるであろう。その意味では、前記フランスの法改正の文脈と軌を一にしているといえることができる。したがって、当該研究による成果は、日本の労働法改正の議論と同一の俎上に載せることが期待できる。

3. 研究の方法

国の法律による介入の範囲と、労使自治との範囲とをはっきり線引きすることは理論上できないのだとしても、フランスの事例を検討することによって、法律による介入の範囲を最小限にし、労使自治の範囲を最大限にするるとどのような帰結がもたらされるか、ということを明らかにすることができると思われる。また分析にあたっては、強力な労働組合組織の存在なしに、法規制を後退させ団体交渉の範囲を拡大することは、労働者の労働者保護機能が脆弱になるのではないかという仮説を立てる。この分析のための具体的な本研究の遂行方法は次の通りである。

まず本研究の主たる分析対象は、フランスの 2016 年 8 月 8 日の法律(以下、「2016 年法」という)、ならびに 2017 年 9 月 22 日のオールドナンス第 1385 号および第 1386 号(以下、「2017 年オールドナンス」という)である。これらの法改正こそ、法律による規制を最小限にして、労使交渉による規範設定を原則とし、それが行われなかった部分についてのみ法律の補充的適用がある、という新しい労働法秩序の成立を目指すために行われたものである。したがって当該法律の分析が本研究の中心的課題となる。なお、今後も新しい立法動向が予想されるが、その都度関連する立法の分析を行う。分析にあたっては、資料の分析とヒアリング調査によって行うが、次のような手順で分析を進める。

第 1 に、当該法律の成立過程を確認する。労働者保護法制が充実していたフランスにおいて、いかなる文脈の下で、法律の規制を後退させ労使の自主規範設定に委ねるという考え方が主流をなし、法律の制定に至ったのかという観点から、2016 年法の成立過程を追う。具体的には、2016 年までの労働法改正の動向の分析と、2016 年法の議会での成立過程の分析を議会資料を用いて行う。

第 2 に、2016 年法および 2017 年オールドナンスそれ自体の分析を行う。この部分が本研究の中核をなす。まず 2016 年法の全文を網羅的に翻訳し、その内容を正確に理解したうえで、2016 年法の分析が行われているフランスの文献を収集し、その内容をまとめる作業が必要となる。なおフランス労働法界でもっとも権威のある *Droit Social* 誌 2016 年 11 月号で 2016 年法の特集が組まれており、そこに収録されている論文の整理と分析が重要な課題であると考えている。2017 年オールドナンスについても、今後フランスの研究誌上で特集が組まれることが予想され、その分析も本研究の中核となるであろう。

第 3 に、フランス労働法の公序概念の研究である。法律による規制を最小限にする、ということの意味は、公序を形成する法律だけを残し、あとは団体交渉に委ねることだとされている。そのため、フランス労働法における公序概念がこれまでどのように学術上考えられてきたかを分析し、今後の法改正を展望する。

4. 研究成果

本研究において、2016 年・2017 年の法律の分析を行い、フランス労働法における国の法律による介入の範囲と労使自治との範囲との区分を明らかにした。新たな法動向として、プラットフォーム就労者の労働集団性を認め、その組織の代表性に関する立法がなされたため、その分析を行った。なお、資料分析のほか、ヒアリング調査を予定していたが、新型コロナウイルスの影響により現地でのヒアリング調査を断念せざるを得なかった。研究成果として以下を公表し、内一件が公表予定である。

学会報告「フランス労働法改革」、日本労働法学会、早稲田大学、平成 30 年 10 月 27 日
単著「フランスの労働法改革」、『日本労働法学会誌』、132 号、令和元年 5 月 20 日、pp.140-148
単著「フランスにおける労働契約に優位する企業別協定の憲法適合性論理」、『労働契約論の再構成 小宮文人先生古稀記念論文集』、法律文化社、令和元年 6 月 30 日、pp.293-308
単著「フランス 2016 年・2017 年労働法改革の立法動向の分析」大分大学経済論集 71 巻 5 号、令和 2 年、pp. 27-65。
単著「フランスのプラットフォーム就労者に関する労働組合代表性(仮)」大分大学経済論集 74 巻 1=2=3 号合併号掲載予定

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

| | |
|---|---------------------|
| 1. 著者名 小山敬晴 | 4. 巻 71巻5号 |
| 2. 論文標題 フランス2016年・2017年労働法改革の立法動向の分析 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 大分大学経済論集 | 6. 最初と最後の頁 27-65 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|--|-------------------|
| 1. 著者名 小山敬晴 | 4. 巻 74巻1=2=3号 |
| 2. 論文標題 フランスにおけるプラットフォーム就労者の労働組合代表性（掲載予定） | 5. 発行年 2022年 |
| 3. 雑誌名 大分大学経済論集 | 6. 最初と最後の頁 未定 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

| |
|----------------------|
| 1. 発表者名 小山敬晴 |
| 2. 発表標題 フランス労働法改革 |
| 3. 学会等名 日本労働法学会 |
| 4. 発表年 2018年 |

〔図書〕 計1件

| | |
|---|-----------------|
| 1. 著者名 浅野高宏、北岡大介編 小山敬晴「フランスにおける労働契約に優位する企業別協定の憲法適合性論理」 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 法律文化社 | 5. 総ページ数 350 |
| 3. 書名 労働契約論の再構成 小宮文人先生古稀記念論文集 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|--|---------------------------|-----------------------|----|
|--|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|